

凍土遮水壁設置における下部透水層地下水調査について

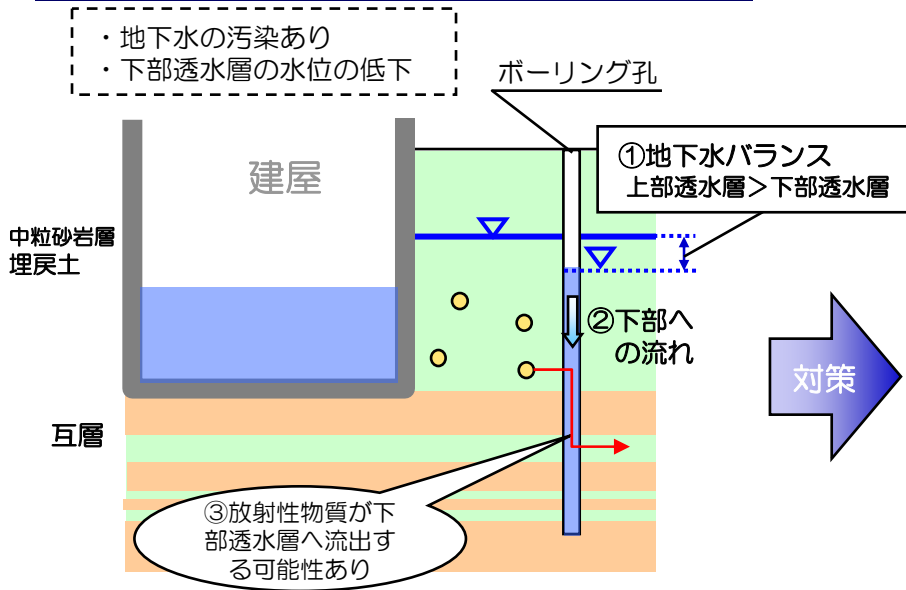
平成26年 4月14日

東京電力株式会社

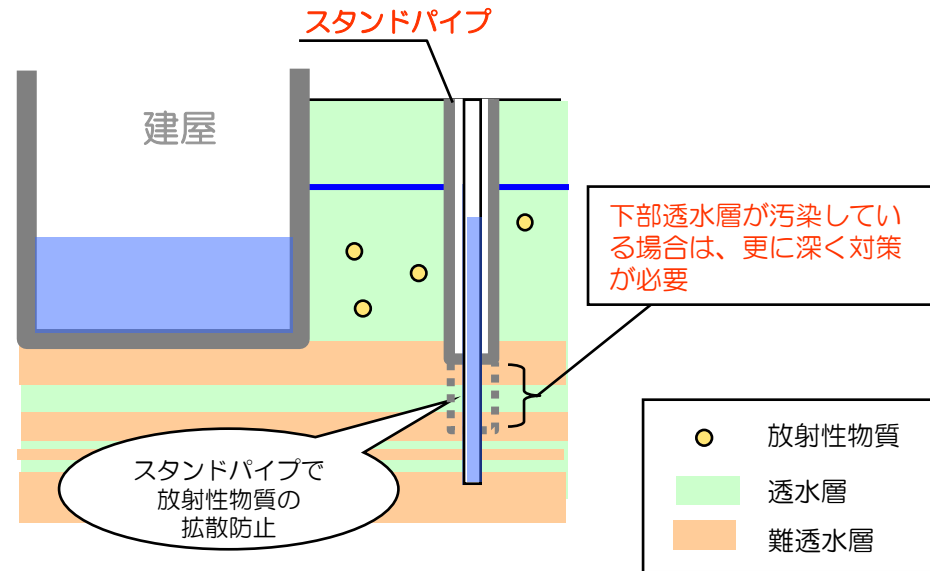
目的

- ・凍土遮水壁設置工事の凍結管の設置時（削孔）において、下部透水層（互層部）の地下水位が上部透水層（中粒砂岩層）よりも高ければ、上部透水層から下部透水層への地下水の流れは生じず、上部透水層の地下水に汚染がある場合でも汚染は拡散しないものと考えられる。
- ・しかし、下部透水層の地下水位が上部透水層より低い場所では、下部透水層への地下水の流れが生じ、汚染が拡散する可能性がある。
- ・上記に対して、汚染が下部透水層に流出する可能性がある場合には、止水対策（スタンドパイプ設置）を講じて、汚染拡散を防止する計画である。

下部透水層への汚染拡散の可能性があるケース



スタンドパイプによる汚染拡散防止



地下水の汚染状況等を把握してスタンドパイプの設計（長さ、範囲）を確定するため、凍土遮水壁の設置箇所にて、1～4号機建屋周りの地下水調査を行う。

今後の予定

- 5月上旬以降にスタンドパイプの設計を確定して順次発注する予定。

	4月		5月		
	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
Fz-4	設置工事	▼採水	▼分析完了		
Fz-5		設置工事		▼採水	▼分析完了
Fz-8 (設置済)	▼採水	▼分析完了			

